

遠隔臨場の実施について（お知らせ）

令和6年8月
下 関 市

受注者及び発注者の業務効率化を目的として、工事及び業務において遠隔臨場を実施することとしましたので、お知らせします。

※遠隔臨場とは、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して、「段階確認」、「材料確認」、「立会」等を行うこと。

1 対象

下関市（上下水道局を除く）が発注する全ての工事及び業務を対象として、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとする。

2 運用する基準等

「下関市遠隔臨場ガイドライン」

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/69/>

3 費用

遠隔臨場に要する費用については、別途計上しない。

4 適用年月日

令和6年9月1日以降から適用する。

※入札手続中や契約中の工事及び業務についても、受発注者協議の上、適用することができるものとする。